

畜舎の建築コスト削減ができます

令和4年4月1日より、畜舎特例法（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律）が施行され、**建築基準法より緩和された基準で畜舎や堆肥舎の建築が可能**となりました。

建築をする場合は、事前に**畜舎建築利用計画**を作成し、**北海道知事の認定**を受ける必要があります。



対象畜舎

畜舎

- ・家畜を飼養する施設（乳牛舎、乾乳舎、分娩舎、豚舎、鶏舎等）
- ・搾乳施設、搾乳舎に飼養施設に付随する集乳施設
- ・飼養施設、搾乳施設若しくは集乳施設に付属する門又は塀（消毒ゲート等）
- ・上記の内部にある①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室

※令和5年4月1日から対象施設に変更あり

堆肥舎

- ・家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（製品保管庫、スラリーストア、発酵槽、縦型コンポスト等は対象外）
- ・上記の内部にある①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室

主な緩和の概要

高さ 16m以下

屋根の高さ制限が16メートル以下に緩和され、間口を大きく設計することが可能となりました。

面積 3,000m²以下

床面積が3,000m²以下の畜舎や堆肥舎は、技術基準に係る審査が不要となりました。

基礎 根入れの深さ

基礎の根入れの深さに関する規定がなくなりました。ただし、本道の積雪寒冷地域の特性を踏まえ、凍結深度以上の根入れを推奨します。

構造 材料強度

B構造畜舎の短期許容応力度の材料強度が緩和されました。

畜舎建築利用計画の認定基準

A構造（建築基準法と同等の構造）
+ **簡易な利用基準**（宿泊しない等）

B構造（建築基準法より緩和された基準）
+ **標準的な利用基準** ※（滞在時間の制限、避難訓練の実施等）

※ 利用基準の内容の一部

1 滞在時間の制限

- ～1,000m² 延べ8時間・人（最大滞在4人）
- 1,000m²～2,000m² 延べ16時間・人（最大滞在8人）
- 2,000m²～3,000m² 延べ24時間・人（最大滞在12人）
- 3,000m²～ 延べ32時間・人（最大滞在16人）

2 避難訓練の実施等

- ・年1回以上の避難訓練の実施と実施記録の保管
- ・従業員等に対する災害時の避難方法に関する説明

畜舎等の設計・建築に当たっては、地域の気候条件等を踏まえ、**建築士と十分に相談**しましょう。

申

請

方

法

3,000m²以下の畜舎等

3,000m²超の畜舎等

各市町村の条例（地区計画）等に抵触がないか事前の市町村への相談を推奨

《行政庁審査の場合》

《行政庁審査以外の場合》

申請
(農業者、設計事務所等)

申請
(農業者、設計事務所等)

指定確認検査機関
による事前審査の実施
(消防同意の事前確認依頼)

申請
(農業者、設計事務所等)

※提出前の道への事前確認を推奨

受付窓口
(農政部畜産振興課)

受付窓口
(農政部畜産振興課)

受付窓口
(農政部畜産振興課)

※畜舎等に関する条例（地区計画）等を有する市町村に対して情報提供

利用基準審査
(畜産振興課)
(消防機関への確認依頼)

技術基準審査
不要

消防同意
不要

利用基準審査
(畜産振興課)

依頼

同意の
求め

技術基準審査
(建設部)

消防同意
(消防機関)

同意書

確認書

利用基準審査
(畜産振興課)

技術基準審査
不要

同意の求め

消防同意
(消防機関)

同意書

審査完了

建設部

通知

認定通知書発行・公表
(畜産振興課)

通知

市町村、消防機関

認定通知

完了届出

申請者

・ 3,000m²超は、使用前の完了届が必要。
・ 消防機関への情報提供は、3,000m²以下に限る。